

クラブ・サークル活動に関わる補助金申請要項

補助金とは

京都芸術大学では、クラブ・サークルの活発な課外活動を支援する目的で、正会員（※1）のクラブ・サークルに対し補助金制度を設けています。補助金は部費を徴収した上で不足する分を補助するという考えのもと、学生会費（※2）を資金元として各クラブへ給付しています。

※1 正会員とは、クラブ開設や継続に関する書類一式を大学に提出しており、開設歴が6ヶ月以上のクラブ・サークルのことを指します。開設歴が6ヶ月未満のクラブ・サークルは準会員として扱います。

※2 学生会費は大学が学生1人あたり年間5,000円を代行徴収しています。この学生会費の一部を資金として、クラブ・サークルへの補助金や、学園祭運営などを行っています。

① 補助対象について

補助の対象となる項目は下記の通りです。

補助金	補助対象	補助金額	補助金額
	消耗品購入費	全額	クラブ活動に関わりのある共有物・サービス。1回～1年程度で使用できなくなるもの。
	備品購入費 備品修理費	全額	クラブ活動に関わりのある共有物・サービス。来年度以降も使えるもの。その修理代
	施設使用料	全額	学内施設がやむを得ない理由で使用できない場合に限る。
	講師指導料 モデル派遣費	全額	学外の講師へ指導を依頼する場合。（モデル派遣料はヌードデッサン部のみ対象）
	ユニフォーム制作費	全額	原則新入部員分のみ。クラブで初めてユニフォームを制作する場合は可とする。
	大会、イベント等参加費 連盟加盟費	全額	団体名での参加や団体としての加盟に限る。（個人は対象外）
	機材レンタル費 運搬費	全額	活動に必要な備品や機材のレンタル代や運搬費。部員の交通費（レンタカー含む）は不可
	医療品費	年間1万円迄	内服薬不可。
	合宿宿泊費	1人1泊:2千円 最大5泊:1万円迄	詳細内訳に人数と宿泊日数を明記すること。

※補助金の対象にならないもの

- ・飲食費（お菓子代、弁当代、飲み物代、飲み会、懇親会飲食代、食材費等）
- ・サークルではなく個人に帰属するもの
- ・営利目的の活動に関わる備品・材料費等
- ・資産となるような高価な物品の購入費
- ・移動目的の交通費（電車代、バス代、タクシー代、ガソリン代、高速代、レンタカー代等）
- ・通信費（切手・ハガキ代、宅配便）、郵送費
- ・渉外費
- ・接待費
- ・本学の行事費、学園祭参加費
- ・振込手数料、キャッシュカード代

② 補助金給付までの流れ

補助金の給付を受けるためには以下の手続きが必要です。

○申請書類の提出

3月末～4月中旬に、新年度の補助金を申請する場合は、会計報告書、補助金予算要望書を提出。
30万円を上限として、前年度の執行実績(部費・補助金の支出を合算した金額)の50%を補助金として支給します。

※準会員が年度途中に正会員に昇格した場合、準会員期間中に支払った部費の半額を上限として、補助金を申請できる。ただし、補助金の上限額は、昇格した月からその年度の3月までの月数 × 1万円を超えることはできない。申請には、準会員として活動した期間の部費決算報告書の提出が必要である。

提出先: 学生生活窓口



○クラブ連盟役員・大学による書類確認

書類に不備等があれば、クラブ連盟又は大学からクラブ代表者へ連絡します。



○補助金額の決定・支給

大学に登録されたサークル名義の銀行口座へ補助金を振り込みます。サークル名義の銀行口座がないサークルは、サークル名義の口座を開設の上、銀行名や口座名義が分かる書類(通帳の口座名義掲載ページのコピー等)を提出してください。

④ 会計報告書の作成・提出

補助金を支給されたクラブ・サークルは、年度末に補助金の会計報告を行う必要があります。
決算報告に必要な書類は下記の通りです。提出時期はクラブ連盟あるいは大学の指示に従ってください。

- ・会計報告書(領収書含む)
- ・部費通帳のコピー (3/31 付けの出納記録・残高が分かるもの)
- ・補助金通帳のコピー (3/31 付けの出納記録・残高が分かるもの)
- ・補助金予算要望書